

# 調査関連業務に関する取扱い等について

平成 27 年 7 月 15 日幹事長会決定

## 1 取扱い等の策定目的

議会事務局が行う調査関連業務を効果的・効率的かつ円滑に実施することにより、議会活動及び議員活動の更なる充実に資するため、調査関連業務に関する取扱い等を本書のとおり定める。

## 2 他自治体の施策等に関する調査について

### (1) 調査対象

他自治体における施策の実施状況等を調査するに当たり、対外的に議会事務局による依頼が必要となる事項を対象とする。よって、以下の事項については原則として対象とならない。

- ①大田区の執行機関に関する事項
- ②HP等により広く一般に公開されている事項
- ③大田区議会としての調査になじまないと議長が判断した事項

### (2) 調査依頼方法

調査を希望する議員は、以下の項目を記載し書面により議長へ依頼すること。なお、各項目の記載に当たっては可能な限り具体的に記載し、詳細については議会事務局と打ち合わせを行うこと。

- ①調査対象団体名
- ②調査内容
- ③調査結果の使用目的
- ④調査結果の報告期限

### (3) 調査期間

他自治体への調査依頼から結果報告までの期間は、調査対象とする団体により、原則として以下の期間とする。

- ①23 特別区：概ね 2 週間
- ②都内区市：概ね 3 週間

なお、調査項目が詳細または膨大であり調査対象団体における回答調製に相当の期間を要することが想定される場合、または短期間での調査が可能であると想定される場合は、この限りでない。

### (4) 調査結果の活用

調査結果を議会内で共有し活用するため、調査終了後概ね 3 か月を経過した調査事項について、議会事務局は概要を幹事長会に報告するとともに、調査結果を依頼議員以外の議員に対しても、申し出に基づき提供する。

### 3 他自治体等への会派視察について

他自治体等の先進事例調査のために会派視察を実施する際の手続きは、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 視察先との日程等調整は各会派が行う。
- (2) 視察先から大田区議会としての視察依頼文を求められた場合、会派は視察先、視察日時、視察項目、視察者及び視察行程を記載し書面により議会事務局へ依頼する。
- (3) 依頼内容を議長が妥当と判断したものについて、議会事務局は議長名での依頼文等を調製し発送する。
- (4) 他自治体議員等と合同で実施する視察等の場合、同行者に係る手続きについては、大田区議会は関与しない。

### 4 議員提出議案等について

条例案等の議員提出議案、予算の編成替え動議等を調製する際の手続きは、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 条例案における条文等、提出議案の内容は提出者が調製の上、会派代表者名による依頼文書を添付して書面及び電子データで議会事務局へ提出する。
- (2) 議会事務局は提出された案文について、形式的・法規的視点から確認作業を行い、提出者へ結果を報告する。
- (3) 議案を作成するにあたり必要な情報を議会事務局に確認する場合には、会派代表者名による依頼文書を添付して書面及び電子データで議会事務局へ依頼する。

### 5 他団体からの調査について

他団体からの調査の依頼は、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 他自治体からの調査依頼は、当該自治体の議会事務局長名による依頼文書があるものに限り回答することとし、会派名や議員個人名による調査依頼には回答しない。
- (2) マスコミ等その他の団体からの調査依頼は、調査目的、用途等が明確であり、大田区議会として調査に回答することが妥当であると議長が判断するものに限り回答する。ただし、政党名による調査など政治目的の調査と判断するものには回答しない。

### 6 その他

本書に定めのない事項は、議長の判断によることとする。